

## 第5章 文化施策の展開方向

本章においては、文化振興の基本理念と基本方針の実現に向けた具体的施策について、その展開方向を示します。

### 基本方針Ⅰ 自主的な文化芸術活動が展開しやすい環境づくり

本市は、文化芸術振興基本法の理念を踏まえて、市民の自由で自主的な文化芸術活動を尊重し、支援するため、文化芸術活動に気軽に参加し、学習できる機会や日頃の練習の成果を発表したり、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めます。特に文化の担い手を育成するため、子どもを対象にした取組の充実に図ります。

また、既存の施設を有効利用した文化施設環境の整備など、市民が文化芸術活動を展開しやすい環境づくりに取り組みます。

このことによって、市民が主体となった文化創造が実現し、文化芸術活動を通じた豊かな市民生活を送れることを目指します。

文化芸術活動は、人々に心の安らぎと生活に潤いをもたらします。

それは、文化芸術活動を通じて人と人が関わりながら自己実現を図る生き方が求められるからであると言われてしています。

この文化芸術活動は、市民が自主的に進めるものであるため、文化芸術の学習、鑑賞、発表の機会や施設サービス機能の向上をはじめ、新たな活動の場の支援・整備など、活動を支援するための環境整備を行う必要があります。

### 基本方針の指標

文化芸術の活動・学習・鑑賞・発表の機会の充実に図るとともに、文化の担い手を育成することで、自主的な文化活動をしている市民が増加し、多くの市民が豊かな市民生活を送れることを目指します。

指 標 名	平成 21	平成 27	設 定 理 由
文化活動をしている市民の割合	74.9%	80%	1年間で1%（4,000人）の増加を見込んでいます。

注) 平成21年度の文化活動をしている市民の割合は、『日頃どのような「文化芸術活動」(鑑賞・見学を除く)を自主的に行っているか』の問いに対して、「何も活動していない」と答えた市民の割合(25.1%)を、全体(100%)から差し引いたものである。

### 基本施策1 文化芸術の学習機会の充実

市民の誰もが自分の望む文化芸術活動に気軽に参加し、学習することができる機会の充実に努めます。

事業名	内容	区分
文化会館や美術館による出前授業や出前講座など教育普及事業の充実	「中学校おでかけコンサート」や「サテライト美術館」等の施設外での講座等を実施します。	重点
ふれあい文化教室の拡充による小・中学生の学習機会の充実	宇都宮市文化協会の会員が講師となり、小中学校の授業時間で伝統音楽や茶華道など芸術の鑑賞・体験を実施します。	重点
文化関係講座の開催	生涯学習センターや老人福祉センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い年代を対象として、郷土愛を育む講座や、墨絵、踊り、吟詠等の講座を実施します。	
街の先生活動事業の推進	文化活動の指導者が「街の先生」に登録し、各学校の要請により、文化的な教育活動の支援を行います。	
保育園等における文化芸術の学習機会の充実	地域の人々等が講師となり、保育園や幼稚園等において、地域に伝わる伝統文化や文化芸術に関する鑑賞や体験を実施します。	【新規】



■ふれあい文化教室「和太鼓」(東小学校)

## 基本施策2 優れた文化芸術の鑑賞機会の充実

文化芸術水準を向上するには、市民が質の高い文化芸術に直接ふれ、豊かな感性を磨くことが重要であるため、市民が等しく、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の充実に努めます。

事業名	内容	区分
文化会館・美術館での優れた舞台芸術や美術作品などの鑑賞機会の充実	文化会館、美術館での質の高い鑑賞機会を提供します。なお、より優れた鑑賞事業を展開するために企業等と連携します。	重点
さらに質の高い鑑賞型事業としての市民芸術祭の開催	文化芸術団体等の協力を得て、様々な事業を展開することにより、市民に質の高い芸術分野の鑑賞機会を提供します。	

### 基本施策3 文化芸術の発表機会の充実

市民の日頃の文化芸術活動の成果を発表できる機会の充実に努めます。

事業名	内容	区分
市民の文化活動の発表の場としての市民芸術祭の開催	文化芸術の振興および発表活動の中核の場として、文化芸術団体等の協力を得て、様々な事業を展開します。	
青少年の文化活動の発表の場としてのジュニア芸術祭の開催	ジュニア芸術祭を開催し、青少年の文化の発表の場を提供します。	重点
地域文化祭の開催	各地域が自主性や地域の特性を発揮しながら、文化祭を実施します。	
ふれあいのある家庭づくり推進事業	川柳や絵画などの作品コンクールの開催や、宮っこフェスタにおける青少年の文化活動の発表の場を提供します。	
障がい者のふれあい文化祭の開催	「うつのみやふれあい文化祭」「障がい者アート作品コンクール」等の事業を開催します。	



■市民芸術祭軽音楽祭（まちかど広場）

#### 基本施策4 芸術家の育成・支援

本市の文化芸術の水準を高めながら将来につなげるために、文化の頂点を担う芸術家や若手芸術家の育成支援に努めます。

事業名	内容	区分
フランチャイズ制の導入	音楽や演劇分野などへのフランチャイズ制（公演や練習の活動拠点とすること）の導入により、文化会館を活動拠点とする音楽や演劇などの団体を育成します。	
芸術家の発表、交流活動の支援	演奏会や展覧会を通し、芸術家の発表・交流機会の提供を行います。	
宇都宮エスペール文化振興事業（若手芸術家の育成事業）の充実	芸術の創作活動が特に顕著で、今後の活躍が期待できる若手芸術家に対して、育成金の授与や成果発表の開催等の育成支援を行います。	



■写真上：市民芸術祭開幕公演における演劇公演

■写真下：市民芸術祭オーケストラ公演



### 基本施策5 文化芸術を担う人材・団体の育成・支援・顕彰

市民の文化芸術活動を支える幅広い人材を育成するため、文化芸術団体の指導者と活動の支援に努めます。

事業名	内容	区分
文化会館の利用団体・演奏家との連携事業の推進	文化会館を利用する団体や演奏家との連携事業を行います。	
文化芸術団体への活動支援や後援名義支援の推進	文化芸術団体への活動支援や後援名義による協力を推進します。	
ふれあい文化教室の拡充による小・中学校の学習機会の充実（再掲）	宇都宮市文化協会の会員が講師となり、小中学校の授業時間で伝統音楽や茶華道など芸術の鑑賞・体験を実施します。	
宇都宮市文化功労賞の創設	本市の文化芸術振興に貢献をした市民や団体等に対し、その栄誉を称える賞を創設します。	
指導者の養成	文化会館や美術館の人材、施設機能を活用し、地域の音楽・演劇などの団体、絵画や工芸などのサークル等の指導者を育成するため、講習会等を開催します。	
市民ボランティアの育成	文化財解説ボランティアや文化ボランティアを養成する講習会を開催します。また、ボランティアネットワークの構築を図ります。	
本市にゆかりのある芸術家や企業等の文化芸術に優れた人材を活用した普及事業の推進	本市にゆかりのある人物の講演会や作品展を開催します。	



■市民芸術祭彫刻展における  
審査員による指導

## 基本施策6 文化活動施設の整備

市民の主体的な文化活動を促進するため、市民の文化活動の拠点となる市文化会館や美術館や既存の市有施設などを中心に文化芸術の活動や発表の場の充実に努めます。

事業名	内容	区分
小規模ホールの整備	文化芸術活動の発表・交流機会を充実するため、既存施設の活用を含め、小規模な公演などに適したホール整備のあり方について検討します。	
音楽練習施設の整備	文化芸術を担う人材・団体の活動を育成・支援するため、既存施設の活用を含め、音楽練習施設の整備のあり方について検討します。	
文化会館の適切な維持管理	開館から30年が経過し老朽化が進んでいるため、効果的・効率的な改修のあり方について検討を進めるとともに、必要な整備を行いながら、市民の舞台芸術の鑑賞、発表の場として適切な維持管理を行います。	重点
美術館施設の適切な維持管理	市民の美術鑑賞機会のある場であり、美術の調査研究を行う文化施設として適切な施設の維持管理を行います。	重点
民間施設との連携・活用検討	民間施設との連携や活用などについて検討し、文化活動環境の整備に努めます。	
公共施設の有効活用の検討・実施	既存の公共施設を市民の文化活動や文化財等の保管に利用することについて検討・実施します。	重点

## 基本方針Ⅱ 文化遺産・伝統文化などを活かし、伝える仕組みづくり

本市の長い歴史の中で生まれ、培われてきた文化財や伝統文化などは、地域への愛着や郷土意識を生み出す重要な文化遺産です。埋もれた文化遺産の再発見に努めながら、それらを保存・活用・継承していくことが大切です。

このため、地域住民の自主的な活動による保存・活用・継承を支援する仕組みづくりを進めます。特に次世代の継承者を育成する取組を推進します。このことによって、市民の文化財保護に関する関心をさらに高め、文化遺産を大切に作る気持ちを醸成し、主体的で活力ある地域づくりが進むことを目指します。

本市の文化を形成してきた礎は、長くこの地域に蓄積されてきた文化遺産にあるともいえます。本市には477件<sup>※1</sup>を数える国・県・市指定の有形・無形の文化財があります。

※1：平成22年4月1日現在

このほか市内の各地域には未指定であっても、先人から脈々と伝えられ、育まれてきた貴重な自然・歴史資源や伝統芸能、年中行事などの文化遺産が、現在でも地域の方々により数多く継承されています。

これらの文化遺産は、地域のアイデンティティーを語る貴重な資源であり、また現在の文化の厚みを増すための財産でもあり、さらにはこれからの新たな文化を醸成し、潤いのある持続可能な社会基盤を形成していく土壌でもあります。

したがって、これらの文化遺産を保存・活用し、特に次世代の継承者を育成する取組を推進するとともに、市民が主体的に文化遺産に関心を持ち、様々な場所で活用していく機会を提供することは、本市の文化振興にとって大変重要であるとともに、これからのまちづくりへの活用にも大変有効な手段であることから、庁内の関係各課と連携した施策を講じることが必要です。

### 基本方針の指標

文化遺産の保存・活用・継承を支援する仕組みづくりを進めることで、文化財保存団体数が増加し、主体的な地域づくりが進むことを目指す。

指 標 名	平成 21	平成 27	設 定 理 由
文化財保存団体数	41 団体	51 団体	1年間で2団体の増加を見込んでいます。



## 基本施策1 文化財の保存・活用

本市内に所在する国、県及び市指定文化財等をはじめとする有形・無形の文化財や、天然記念物、歴史的建造物、近代遺産等を今後も適切に保存を行っていくとともに、郷土に対する誇りや愛着を醸成する文化資源として積極的な掘り起こしに努め、文化財保護に対する市民の関心を高めるため様々な文化資源を通して普及啓発に取り組み、市民協働による文化遺産の保存と活用に努めます。

事業名	内容	区分
上神主・茂原官衙遺跡の保存・活用の推進	国指定史跡「上神主・茂原官衙遺跡」を恒久的に保存するため、公有地化を推進します。また発掘調査により更なる史跡の実態解明を進めながら、整備・活用を図るための基礎資料についても収集し、今後の整備についての検討を行います。	
文化財公開施設 <sup>(注)</sup> を活用した啓発事業の展開	市内各地域の文化財をテーマ別に公開し、「まちは博物館」という文化財ネットワーク構想の一部を展開しています。文化財公開施設では、地域の協力を得て、体験型の啓発事業を展開します。	
宇都宮城址公園の活用	ガイダンス施設を活用し、啓発イベントの開催など関係各課と連携しながら施設を活用し、文化財の普及啓発に努めます。また、文化財の保存・活用の観点から、公園土塁内の活用について検討を行います。	
多気城跡の保存に向けての調査の推進	良好かつ広範囲に中世の遺構が残っている多気城跡の恒久的な保存に向けて、保存の手法や、対象範囲、歴史史料の収集など多角的な検討を進めます。	
歴史的建造物保存事業の推進	所有者への理解や協力を得るための広報活動を実施し、市民への普及・啓発のための保存活用策を検討しながら、建造物の保存に努めます。	
市民協働による文化財保護活動の推進	地域固有の文化財を次代に継承するため、地域・学校の文化財愛護団体はもとより、近年の環境保護活動が活発化するなか、自然・環境保護団体などとも連携し、市民協働による保護活動を推進します。	
文化財収蔵整理施設の整備	現在、文化財収蔵施設が小規模でかつ分散しており、今後、整理と収蔵に関する機能の充実を目指した施設のあり方を検討します。	重点 【新規】

注：飛山城史跡公園（中世城跡）、旧篠原家住宅（近世商家）、宇都宮城址公園ガイダンス施設（近世城址と一般文化財）、うつのみや遺跡の広場（縄文集落）、上河内民俗資料館（民俗資料）

## 基本施策2 伝統芸能や生活文化の継承

地域固有の歴史や風土の中で育まれてきた伝統芸能や、祭りをはじめとする様々な伝統行事、あるいは伝統的な産業技術や生活文化は、地域の個性を確立するための基盤であり、地域に活力を与える重要なものです。これらの伝統文化を後世に長く伝えていくために、伝統芸能保持者や愛護団体の方々と密接に連携しながら保存活動を推進し、また発表や体験の場をより多く創出することにより、特に子どもたちへの普及、啓発を行い、伝統文化の継承者育成に努めます。

事業名	内容	区分
宇都宮伝統（ふるさと）文化継承事業の推進	宇都宮伝統文化協議会と連携して、伝統文化を保存・継承する事業を推進するために、イベントや体験教室を実施し、周知、啓発に努めるとともに、次世代の伝統文化を継承する人材を育成します。	重点 【新規】
伝統文化子ども教室の実施	我が国の伝統文化を、次世代への継承を確実なものとし発展させるために、伝承者から直接、児童・生徒に体験・修得させます。	
宮っ子伝統文化体験教室の実施	ふるさと宇都宮において守り伝えられてきた、民俗芸能・伝統行事・生活文化等の伝統文化を推進し、地域継承活動における環境づくりや人材育成等を支援するとともに、次代を担う子供たちに対し、ふるさとに誇りを持ちながら心豊かに成長していくため、これら伝統文化に身近に触れる機会を創出します。	重点 【新規】
保育園等における文化芸術の学習機会の充実（再掲）	地域の人々等が講師となり、保育園や幼稚園等において、地域に伝わる伝統文化や文化芸術に関する鑑賞や体験を実施します。	【新規】 (再掲)



■宗円獅子舞

### 基本施策3 潤いのある文化的環境の整備

本市の文化芸術を取り巻く文化的環境は、長い歴史に培われてきた貴重な財産であり、また文化の更なる発展の基礎となる資源でもあり、また市民生活に潤いをもたらすための必須要素でもあります。これらを構成する文化資源の保存と整備を進めるとともに、歴史的景観や都市景観など、文化的な景観の形成、整備等の支援に努めます。

事業名	内容	区分
大谷の名勝指定と保存・活用の推進	国指定である「大谷の奇岩群」の恒久的な保護を図るため、周知啓発を推進し、イベントなどでの活用を図ります。	重点
大谷の文化的景観保存事業の推進	大谷の文化的景観の価値を普及啓発し、市民協働で保全を図り、大谷地域を活性化します。	重点
アートパーク展示事業の推進	市民の発表・鑑賞・交流の機会を充実するため、中心部の公園やポケットスペース、釜川沿いなどに、市民が制作した彫刻やモニュメント、オブジェなどの立体作品を展示できる場を検討します。	
まちなみ景観賞事業の推進	魅力的なまちなみや景観を創り出している建物などを、「宇都宮市まちなみ景観賞」として市民・事業者を表彰することで、景観づくりに対する市民意識の高揚を図ります。	
うつのみや百景事業の推進	「うつのみや百景」を活用し、景観づくりの市民意識の高揚を図ります。	
景観形成重点地区等の指定の推進	景観形成重点地区等の指定を行い、魅力ある景観づくりを進めます。	重点 【新規】

### 基本方針Ⅲ 文化資源を活用した宇都宮の特色づくり

宇都宮の文化の特色であるジャズや妖精、百人一首などの文化素材、大谷地区をはじめとする本市固有の景観などを活用し、市民の文化芸術活動を促進していきます。これらと、ギョーザやカクテルなど食に関する素材との連携を促進し、市民が楽しみながら参加し、憩いや安らぎを与えることができるような、宇都宮ならではの魅力的なまちづくりに取り組みます。また、歴史・観光情報、文化芸術に関する団体・イベント・文化施設などの多様な文化情報の発信を強化していきます。

このことによって、幅広い芸術分野や国内外の地域などとの交流の輪も広がるのが可能となり、個性豊かな新しい文化を創出することを目指します。

本市では、各生涯学習センターや文化会館などの施設の高い利用率や文化団体が行う芸術文化活動の後援名義申請数の多さなどをみても、市民の文化芸術活動は盛んに行われています。しかし、文化に関するアンケート調査を実施したところ、「コンサートや美術展、文化財に関する情報提供の充実」を求めている市民が多いことが分かりました。このため、文化に関する情報の発信を強化し、広く市民や市外・県外に発信することが必要です。

一方、本市には、ジャズや妖精、百人一首などの文化素材のほか、大谷地区をはじめとする固有の自然的・人文的景観があり、本市の観光資源であるばかりでなく、歴史・文化的な景観としても価値あるものです。また、ギョーザやカクテル、しもつかれなどの食に関する素材についても、宇都宮ならではの個性のある文化資源です。これらの資源を活用した事業を推進することで、市民の文化に対する意識の高揚を図るとともに、商業・観光などと連携し、魅力的なまちづくりに活かしていくことが必要です。

また、文化は人と人との交流の中で生まれ、切磋琢磨され、そして、新しい市民文化が創造されます。このような、人と人、団体と団体、人と団体の相互の交流を促進することは、本市の文化を向上させる上で重要な意味を持っています。

このため、国内外の地域との文化芸術交流や異文化交流などを推進することも必要です。

#### 基本方針の指標

本市の個性ある文化資源を活用したまちづくりを進めるとともに、情報発信を強化することで、宇都宮の伝統や文化に個性や魅力を感じている市民が増加し、さらに個性豊かな文化が創造されることを目指します。

指 標 名	平成 21	平成 27	設 定 理 由
宇都宮の伝統や文化に個性や魅力を感じている市民の割合	35.6%	50%	現状で「あまりそう思わない」と感じている市民（30%）の半分（15%）に個性や魅力を感じてもらうことを目標とします。（年間 12,000 人）

### 基本施策1 個性のある文化資源の活用

本市の個性のある資源を活かしつつ、市民が楽しみながら参画する、個性あふれる、住んでいることに誇りが感じられるまちづくりの支援に努めます。

事業名	内容	区分
ジャズのまちづくり事業の推進	ジャズ教育普及事業及びジャズを活用した集客交流事業等を実施します。	重点
妖精資料活用事業の推進	妖精資料や素材（テーマ）としての妖精を、教育・生涯学習、文化・芸術、まちづくりに利活用するため、資料の展示・公開や講座等を実施します。	重点
百人一首の普及	本市にゆかりのある百人一首の市民大会や普及啓発事業を行います。	重点
大谷の名勝指定と保存・活用の推進（再掲）	国指定である「大谷の奇岩群」の恒久的な保護を図るため、周知啓発を推進し、イベントなどでの活用を図ります。	重点
大谷の文化的景観保存事業の推進（再掲）	大谷の文化的景観の価値を普及啓発し、市民協働で保全を図り、大谷地域を活性化します。	重点
景観形成重点地区等の指定の推進（再掲）	宇都宮市景観計画に基づき、景観形成重点地区等や、景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行い、地域の景観特性に応じた魅力ある景観づくりを進めます。	



■ うつのみや百人一首市民大会

## 基本施策2 観光・産業振興との連携

地域に伝わる祭りや伝統行事、伝統芸能、伝統工芸などの後継者など、本市の多彩な文化資源は、重要な観光資源でもあります。

こうした文化資源を活用した集客・交流の促進を、観光・産業振興と連携しながら図っていきます。

事業名	内容	区分
文化資源を活用した集客交流の促進	ジャズの活用や中心市街地での大道芸フェスティバルの開催等により集客交流を促進します。	重点【新規】
企業等と連携した文化事業の実施	文化事業の実施にあたり積極的に企業の社会貢献活動を活用します。	
商店街事業との連携	「中心市街地拠点広場」を活用した事業（エレクトーンフェスタ、合同学園祭、メディア芸能関係事業等）や「魅力ある商店街等支援事業」（みやのひなまつり、フラッグアート、川柳行灯まつり等）を実施します。	
文化を活用した観光の振興	中心市街地にある文化財や文化遺産、観光スポットやイベントを巡れる観光ルートを創出し、集客を図ります。また、本市の北西部に位置する大谷観光地域の活性化を図るため、大谷の特異な景観を活かした観光振興を推進するとともに、国の名勝指定を受けたため、それに相応しい景観整備や環境整備を推進します。	



■商店街事業との連携事業「よ一元気まつり」

**基本施策3 文化芸術情報の集約、発信**

インターネットなどを活用し、文化芸術団体や人材情報、文化イベント情報、本市の歴史やゆかりのある歴史的人物情報、文化施設・文化財施設情報など、様々な文化芸術に関する情報ネットワークを構築し、文化芸術情報の集約・発信に努めます。

事業名	内容	区分
文化に関する総合的な情報ネットワークシステムの構築	市内に点在する文化財や文化施設をネットワーク化し、より身近に歴史や文化財などが親しめる環境を整備します。さらに、このネットワークに、生涯学習情報や文化会館・美術館などの文化施設情報、イベント情報、宇都宮にゆかりのある人物紹介などを加え、文化に関する総合的な情報ネットワークシステムを構築します。	
多様な広報媒体の活用の強化	文化情報の効果的な発信の方法について研究し、多様な広報媒体を活用した文化情報の発信を行います。	重点【新規】



■ホームページ宇都宮の歴史と文化財

#### 基本施策4 文化芸術交流の推進

国内外の地域との文化芸術交流を通じて異文化交流を推進するとともに、文化芸術団体や国際交流団体等の交流支援に努めます。

事業名	内容	区分
国内地域間や海外都市との文化芸術交流の推進	国内や海外都市との文化芸術交流の推進を図ります。	
在住外国人との文化的な相互理解の促進	在住外国人との異文化交流を通じ、文化的な相互理解を促進します。	